

川崎市地域療育センター運営調整連絡会議設置要綱

(27川健障計第333号健康福祉局長専決)

(目的及び設置)

第1条 川崎市内の地域療育センター（以下、「センター」という。）間の連携を図り、センターにおける支援の向上、及び本市の障害児福祉施策の推進に資することを目的として、川崎市地域療育センター運営調整連絡会議（以下、「連絡会議」とする。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を協議する。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センター間の連携に関すること。
- (3) 職員の支援スキルの向上に関すること。
- (4) 障害児の利用調整に関すること。
- (5) その他前条に定める目的の達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、以下の者をもって構成する。

- (1) 川崎市南部地域療育センター所長
- (2) 川崎市中央療育センター長
- (3) 川崎市北部地域療育センター所長
- (4) 川崎西部地域療育センター所長
- (5) 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課長
- (6) 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長
- (7) 川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課長

(運営)

第4条 連絡会議は、川崎市健康福祉局障害保健福祉部が主宰し、原則として半期ごとに招集するものとし、その他必要に応じて臨時に招集するものとする。

2 委員は、連絡会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(関係者の出席)

第5条 連絡会議は、その協議・検討に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の手續、その他会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。